

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件  
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫  
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

## 準備書面(8)

平成28年3月15日

大阪高等裁判所第7民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



平成28年2月15日付第一審本訴原告の準備書面(5)について下記の通り反論する。

### 1. 第一審本訴原告の準備書面(5) 1. (1) について

2つのスレッドは、「がんばれ!和ネット!」と「脳裏」というスレッドである。

(1) 「がんばれ!和ネット!」については、スレッドトップの内容(文面)が、「がんばれ!和ネット!」なので、誰がスレッドを立てようが、名誉毀損になるはずがない。

ましてや、第一審本訴原告に、「がんばれ!和ネット」という文面に対して、削除を要求する法的請求権などあり得ない。「がんばれ!和ネット」という文面に第一審本訴原告はなにも関係がないからである。第一審本訴原告は、確かな根拠もなしに第一審本訴被告がこのスレッドを立てたと主張するが、誰が立てようが、名誉毀損になるはずがないスレッドに対して、言いがかりを付けているとしか、第一審本訴被告には理解できない。

このスレッドは、第一審本訴原告の申立てによる仮処分命令により削除を行っているので、

本件の内容証明の通知書に起因する訴訟での判例（乙第73号証）から、スレッド全体の削除を要求する第一審本訴被告の主張は、明らかに違法仮処分の不法行為である。なお、このスレッドについては削除されているので、発信者情報は、消失している。

（2）「脳裏」については、削除の対象になっていないので、スレッドが残っているため、発信者情報も消去されずに、和ネットのVPS上にある。第一審本訴原告が、投稿者に対して、名誉毀損であると主張し、確かな根拠もなく第一審本訴被告を投稿者と主張するのなら、発信者情報開示の仮処分申立てを行い、第一審本訴被告より、発信者情報を入手して、投稿者を特定して投稿者と争うべきである。

また、「脳裏」について、第一審本訴原告に削除要求・発信者情報開示に関する法的請求権があるのかもわからない。

## 2. 第一審本訴原告の準備書面（5）1.（2）スレッド「がんばれ！和ネット」について

（1）本スレッドについては、第一審本訴被告は、本スレッドの趣旨は、投稿番号7番の「しょうもない事で、訴訟されたら、自由に意見が書けないようになりますよ。頑張ってください。」というような趣旨で立てたものと理解して経緯の説明と状況報告の投稿を行った。しかし、第一審本訴原告は、「（第一審本訴被告が）スレッドタイトルとは、直接関係がない記載を次々行っている。」と主張するが、そもそも文面も「がんばれ！和ネット」だけなのであるから、スレッドを立てた趣旨がわからないと直接関係ないと主張はできないはずである。

本当のスレッドを立てた趣旨がわかるのは、投稿者だけである。

第一審本訴原告は、準備書面（5）1.（1）で、このスレッドを第一審本訴被告だと主

張している。第一審本訴被告が立てたのであれば、第一審本訴被告の記載は、スレッドタイトル（文面）と関係のある記載になるはずである。

そのため、この第一審本訴原告の主張は、意味不明な非常に理解に苦しむ主張である。

第一審被告には、言いがかりであると思えない。

（２）第一審本訴被告の投稿についての第一審本訴原告が誹謗・中傷と主張するものについて、例示するものについて投稿単位に反論する。

#### ①投稿番号 2

和ネットで、訴訟の件を心配する利用者、投稿者は当然存在する、その投稿者に対して、管理者として答弁するのは、当然である。もともとの発端は、（有）銀徳の代表取締役の吉村公俊氏と従業員の■■■■との金銭トラブルが発端であり、双方が話し合いの機会を設けて話し合いで解決すれば、第三者である第一審本訴被告は関係のなかった話である。

もともとの話は、代理人である第一審本訴原告も当事者ではないから関係ない話である。そのため、この投稿についての誹謗中傷で名誉毀損というのは、第三者を第一審原告の責で巻き込んでしまったという事実から目をそむけさせるための目的での言いがかりであると思えない。当然、第一審本訴被告の主張は失当である。

#### ②投稿番号 4

和ネットを利用する利用者・投稿者にも関係する話であるので、状況説明を行うのは管理者の義務である。

利用者、投稿者に対する状況報告が主の投稿であるので、第一審本訴原告本人には直接関係ない話が主である。弁護士の品位に関しては、第一審本訴被告は、告訴状を盾に法的請求権のない投稿の削除を要求する違法な内容証明による通知書を代理人として出している。

告訴状を盾に法的請求権のない投稿の削除を要求する違法行為をすることが、弁護士としてふさわしい行為であるのかどうかは、答弁書で言及せざる得ないのは当然である。

上記のことを利用者、投稿者に状況報告としては当然である。第一審本訴原告が代理人として出した内容証明による通知書で被害にあった投稿者がいるのであるから、余計である。また、懲戒請求に関する補足資料を出す説明というのも状況報告である。

和ネットを利用する利用者、投稿者に管理者が状況報告するのが、誹謗・中傷で名誉毀損と主張するのであるなら、状況報告は、和ネット管理者の業務であるので、第一審本訴原告が、和ネットの業務妨害を行っている、第一審本訴被告には主張せざる得ない。

### ③投稿番号13

本訴訟に対する論評である。事例を上げて、お粗末な点を指摘して論評しているのである。事例に基いて、第一審本訴原告の例がいかにお粗末かと論評しているのである。論評に対する表現の自由を第一審本訴原告が侵害している問題もあるが、それ以前に第三者を巻き込んだ違法行為も平気であるという点で弁護士の品位を落とすものであるし、しいては、そのような行為を許す和歌山弁護士会の品位を落としていくことになる、と論評しているものである。そのため、明らかに、名誉毀損とは異なる話で、第一審本訴原告の主張は明らかに失当である。

(4) 第一審本訴原告は、本スレッド自体の削除を名誉毀損で削除を主張するが、本スレッドは、明らかに第一審本訴原告に法的請求権のない投稿が多数含まれている。本スレッドは、仮処分命令によって削除されているので、第一審本訴原告の主張は、本件の内容証明の通知書に起因する訴訟での判例（乙第73号証）から、明らかに違法仮処分の不法行為である。

上記のように、第一審本訴原告の例示での主張自体が明らかに失当であるので、第一審本訴原告の主張全体が、当然、失当であるというのも過言ではない。

### 3. 第一審本訴原告の準備書面(5)1.(2) スレッド「脳裏」について

(1)本スレッドについては、投稿者が自分の悩みを第一審本訴被告が主催する和ネットの掲示板に書き込んだものである。第一審本訴原告の実名を上げての悩みの打ち明けたのは、第一審本訴被告が、第一審本訴原告と訴訟を行っているので、打ち明けやすいと判断したものだと推測している。そのため、第一審本訴被告は悩みを打ち明けやすいように意見を聞く姿勢であったが、結局は具体的な話を打ち明けられることがなかったスレッドである。

そのため、対象は、投稿者であり、第一審本訴原告には関係がない。

第一審本訴原告と直接関係のある話であるのかどうかもわからない意見を聞く姿勢が、誹謗中傷の誘導と受け止めるというのは、この投稿者の意見を聞くことが、第一審本訴原告に都合が悪いと思っているとしか思えない。それだけ、第一審本訴原告は、具体的な話を聞く前から、そのようなことで思い当たる節があつて、それを防衛するためにそのようなことを主張しているのしか考えられない。

第一審本訴原告の主張は明らかに失当であり、意味不明である。

なお、第一審本訴被告は、第一審本訴原告のことでいろいろなトラブルを知っているのは事実である。(乙第57号証、乙第70号証)

しかし、第一審本訴被告は、そういうトラブルは、100%相手方が悪いというものではないという観点から、物事を見ているし、その考え方は、このスレッドでも、例示をあげて示している。

(2)本スレッドは、投稿者が具体的な話を打ち明けられることがなかったため、スレ

ドの内容自体は懲戒請求に対する一般的な話が主となった。そのため、第一審本訴原告は、スレッドトップに実名が出ていた程度でほとんどが、第一審本訴原告に関係のない内容のスレッドである。しかし、そのようなスレッドに対し、第一審本訴原告は、第一審本訴被告が、誹謗・中傷を行い、第一審本訴原告の名誉毀損を行っていると主張して、本スレッドの削除を求めている。これは、明らかに失当であり、第一審本訴被告には、第一審本訴原告の悪質な言いがかりである。

#### 4. 最後に

第一審本訴原告の準備書面（5）での第一審本訴原告の主張は、失当ばかりであって、中には、違法行為の要求も含む悪質なものもある。第一審本訴被告は、第一審本訴原告の主張のすべてが悪質な言いがかりだと受け取っている。

以 上